

## 京都芸術大学学則

### 第1章 総 則

(目的および使命)

第1条 京都芸術大学(以下「本学」と云う)は、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、学術の中心として広く知識を授けると共に深く芸術学、デザイン諸学、造形芸術に関する専門の学芸を教授研究し、芸術的感性豊かな社会人の育成を以って、我国芸術文化の復興と発展に寄与することを目的とする。

2 学部の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 人類が直面する困難な課題を克服する人間の「創造力」と「想像力」を鍛え、社会の変革に役立てることができる人材の育成。

(2) 芸術文化を原動力とする新しい文明への展望と人類と自然への深い愛情に満ちた哲学の確立

3 学科の人材養成に関する目的は別表3のとおりとする。

4 本学は前項の目的を達成するために、教育研究活動等の状況についての点検および評価を行う。

### 第2章 学部、学生定員および修業年限

(学部および学生定員)

第2条 本学において設置する学部および、その学生定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員
芸術学部	美術工芸学科	170	0	1
	マンガ学科	45	0	1
	キャラクターデザイン学科	90	0	1
	情報デザイン学科	180	0	1
	プロダクトデザイン学科	45	0	1
	空間演出デザイン学科	60	0	1
	環境デザイン学科	55	0	1
	映画学科	80	0	1
	舞台芸術学科	60	0	1
	文芸表現学科	40	0	1
	アートプロデュース学科	25	0	1
	こども芸術学科	30	0	1
歴史遺産学科	30	0	1	

(修業年限および在学年限)

第3条 本学の修業年限は4年とする。

2 学生は、8年を超えて在学することはできない。但し、第26条の規定により入学した者は、定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

### 第3章 学年、学期および休業日

(学年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定に関わらず、学長が必要と認めるときは、前期および後期の期間を変更することができる。

(休業日)

第6条 本学における休業日を次のとおり定める。

日曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

春季休業日 3月21日から3月31日まで

夏季休業日 7月31日から9月5日まで

冬季休業日 12月25日から翌年1月5日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け、または休業日を変更することができる。

(授業日時数)

第7条 授業日時数は、試験等の日時を含め、年間35週210日を下らないものとする。

### 第4章 教育課程

(開設授業科目およびその単位数)

第8条 本学において開設する創造学習科目、専門科目、自由選択科目、教職科目、学芸員科目に関する授業科目並びにその単位数は別表1のとおりとする。

※2014年度入学者より創造学習科目に芸術教養科目を含む。

### 第5章 履修の方法、学習の評価、課程修了の認定および卒業

(履修の方法)

第9条 本学において開設する授業科目はこれを必修および選択科目とし、履修の方法については本学則に定めるものの他別に定める。

(履修すべき科目の登録)

第10条 学生は、毎学年度の始めに当該学年度において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を修得することができない。

3 履修登録単位数の上限については別途定める。

(単位修得の認定)

第 11 条 各授業科目の履修を修了した者には認定の上、所定の単位を与える。

- 2 単位修得の方法は、筆記試験、論文、その他の方法の試験等によるものとし、試験等の方法については別に定める。

(他大学等における授業科目の履修等)

第 11 条の 2 教授会が教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学との協定等にもとづき、学生に当該他大学等の授業を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、60 単位を超えない範囲で本学における卒業に必要な単位として認めることができる。
- 3 前 2 項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合について準用する。
- 4 前 3 項の規定に関し、必要な事項は別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 11 条の 3 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生制度により修得した単位を含む。）を、本学に入学した後における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、編入学、転入学および再入学の場合を除き 30 単位を超えないものとし、前条の 2 第 1 項、第 2 項の規定により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えてはならない。
- 3 前 2 項の規定に関し、必要な事項は別に定める。

(試験等の時期)

第 12 条 試験等の時期は、原則として学期末または学年末とする。ただし授業科目の担当者が必要と認めるときは臨時に行うことができる。

(試験等の受験資格)

第 13 条 当該授業科目の履修について年度当初に登録していない者は、試験を受けることができない。

(追試験)

第 14 条 病気等やむを得ない事情により、試験等を受験できなかったと教授会が認めた者は、追試験を受けることができる。

第 15 条 削除

(学習の評価)

第 16 条 試験等の評価は、S、A、B、C、D、F をもって表し、C 以上を合格とする。

- 2 成績評価の基準は次のとおりとする。

S	90～100	特に優れている
A	80～89	優れている
B	70～79	標準である
C	60～69	合格と認められる最低限の成績である
D	0～59	不合格
F	—	評価対象外

(単位の計算方法)

第 17 条 各授業科目に対する単位の計算方法は次のとおりとする。

- 1 講義及び演習については、15 時間から 30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 実習、実験、実技については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- 3 こども芸術学科の各授業科目に対する単位数は別に定める。

(卒業の要件)

第 18 条 本学を卒業するためには、学生は 4 年以上在学し、次の 1 号から 4 号により、美術工芸学科、マンガ学科、キャラクターデザイン学科、情報デザイン学科、プロダクトデザイン学科、空間演出デザイン学科、環境デザイン学科、映画学科、舞台芸術学科、文芸表現学科、アートプロデュース学科、こども芸術学科、歴史遺産学科の各学科において 124 単位以上を修得しなければならない。

- (1) 創造学習科目・芸術教養科目  
40 単位以上 (2015 年度入学生までは外国語必修含む、2018 年度入学生からはキャリア創出科目群 6 単位以上を含む)
- (2) 専門科目  
60 単位以上 (環境デザイン学科は 2017 年度入学生までは 65 単位以上、2018 年度入学生からは 63 単位以上)
- (3) 上記いずれかの科目、自由選択科目、特に指定する教職課程に関する科目・博物館学芸員に関する科目、本学が単位互換協定を結ぶ諸機関の科目を 24 単位以上
- (4) こども芸術学科については専門科目より 20 単位を上限として創造学習科目・芸術教養科目に算入することができる。

(課程修了の認定および学士の学位の授与)

第 19 条 本学に 4 年以上 (第 26 条の規定により入学した者については、定められた在学すべき年数) 在学し、第 18

条に定める単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書を授け、学士（芸術）の学位を授与する。

第6章 資格の取得

（取得できる資格）

第20条 本学で取得できる資格は以下の通りとする。

学部	学科	取得できる資格
芸術学部	美術工芸学科	高等学校教諭一種免許状（美術）及び中学校教諭一種免許状（美術） ※総合造形コース、染織テキスタイルコースは高等学校教諭一種免許状（工芸）も取得可 学芸員資格
	マンガ学科	高等学校教諭一種免許状（美術）及び中学校教諭一種免許状（美術） 学芸員資格
	キャラクターデザイン学科	高等学校教諭一種免許状（美術）及び中学校教諭一種免許状（美術） 学芸員資格
	情報デザイン学科	高等学校教諭一種免許状（美術）及び中学校教諭一種免許状（美術） 学芸員資格
	プロダクトデザイン学科	高等学校教諭一種免許状（美術）及び中学校教諭一種免許状（美術） 学芸員資格
	空間演出デザイン学科	高等学校教諭一種免許状（美術）及び中学校教諭一種免許状（美術） 学芸員資格
	環境デザイン学科	高等学校教諭一種免許状（美術）及び中学校教諭一種免許状（美術） 学芸員資格
	映画学科	学芸員資格
	舞台芸術学科	学芸員資格
	文芸表現学科	学芸員資格
	アートプロデュース学科	高等学校教諭一種免許状（美術）及び中学校教諭一種免許状（美術） 学芸員資格
	こども芸術学科	保育士 社会福祉主事任用資格 幼稚園教諭一種免許状 学芸員資格 児童厚生一級指導員（平成27年度入学生まで）
芸術学部	歴史遺産学科	高等学校教諭一種免許状（地理歴史）及び中学校教諭一種免許状（社会）、学芸員資格

（資格の取得）

第21条 本学で取得できる資格の要件は以下のとおりとする。

- (1) 本学芸術学部において高等学校教諭一種免許状（美術及び工芸または地理歴史）、中学校教諭一種免許状（美術または社会）を得ようとする者は、第18条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目の単位を修得しなければならない。
- (2) 本学芸術学部において博物館学芸員の資格を取得しようとする者は、第18条に規定する卒業の要件を充足し、かつ博物館法および同法施行規則に定める科目の単位を修得しなければならない。
- (3) 本学芸術学部こども芸術学科において保育士の資格を取得しようとする者は、第18条に規定する卒業の要件を充足し、かつ児童福祉法施行規則第6条の2第1項3号に定める科目の単位を修得しなければならない。保育士資格に必要な科目については別に定める。
- (4) 本学芸術学部こども芸術学科において社会福祉主事任用資格を取得しようとする者は、社会福祉法に定める科目の単位を修得しなければならない。資格に必要な科目については別に定める。
- (5) 本学芸術学部こども芸術学科において幼稚園教諭一種免許状の資格を取得しようとする者は、教育職員免許法第5条別表第1に基づき、本学学則第18条及び別表1に規定する要件を充足しなければならない。（平成26年度以降入学者を対象とする）
- (6) 本学芸術学部こども芸術学科において児童厚生一級指導員の資格を取得しようとする者は、財団法人児童健全育成推進財団が定める科目の単位を修得しなければならない。資格に必要な科目については別に定める。（平成27年度入学生まで対象）

第7章 入学、休学、退学、転学、転学科、転籍および除籍

（入学の時期）

第22条 入学の時期は毎学年の始めとする。

（入学資格）

第23条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ本学において実施する入学者選抜試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有

するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験（大学入学資格検定を含む）に合格した者
- (7) 本学において、相当年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

（入学者選抜試験および入学検定料）

第 24 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類等に入学検定料 35,000 円を添えて提出しなければならない。

- 2 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類等については別に定める。
- 3 前項の規定による手続きを完了した者については別に定めるところにより選考を行う。

（再入学）

第 25 条 願いにより本学を退学した者、または第 36 条(3)号の事由により除籍された者が、退学または除籍後 2 年以内に再入学を希望するときは、選考の上、学長が入学を許可することがある。

- 2 この場合、退学または除籍前に修得した単位の全部または一部を既に修得したのものとして認めることがある。この認定は教授会の議を経て学長が行う。
- 3 再入学の場合の入学検定料は 35,000 円とし、その他必要な手続きは別に定める。

（編入学、転入学）

第 26 条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学または転入学を希望する者があるときは、選考のうえ学長が入学を許可することがある。

- (1) 短期大学、高等専門学校を卒業した者
  - (2) 大学を卒業した者
  - (3) 3 年次編入学の場合は大学に 2 年以上、2 年次編入学の場合は大学に 1 年以上在学し、当該大学における卒業に必要な単位のうち、3 年次編入学の場合は 62 単位以上、2 年次編入学の場合は 30 単位以上を修得した者
  - (4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、法令で定める者
- 2 前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。
  - 3 前項の規定に関連した修業年限の短縮は行わない。
  - 4 編入学、転入学の場合の必要な手続きは別に定める。

（入学に関する手続き）

第 27 条 本学に入学を許可された者は、指定の期間内に所定の入学金、授業料等納付金、および本学の指定する書類を提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の規定による手続きを完了した者について、入学を許可する。
- 3 第 1 項の手続きを怠った者には入学許可を取り消すことがある。

（保証人）

第 28 条 入学を許可された者は、保証人を定め、本学の指定する期間内に届け出なければならない。

- 2 保証人は学生の在学中の一切の事項について責任をもつものとする。
- 3 保証人は父母または成年の親族等で、独立の生計を営むものとする。
- 4 保証人を変更したとき、転居したときは直ちに届け出なければならない。

（退学）

第 29 条 退学しようとする者は、その事由を詳記し、保証人連署捺印の上、学長に願い出、その許可を得なければならない。

（転学）

第 30 条 他の大学への転学を希望する者は、保証人連署捺印のうえ、学長に願い出、その許可を得なければならない。

（転学科）

第 31 条 所属する学科から他の学科への転学科を願い出た者については、選考のうえ、学長がこれを許可することがある。

- 2 転学科の場合に必要な手続きは別に定める。

（転籍）

第 32 条 本学通信教育部への転籍、または通学部への転籍を希望する者は、選考のうえ、学長がこれを許可することがある。

- 2 転籍の場合に必要な手続きは別に定める。

（休学）

第 33 条 疾病その他やむを得ない事情により 6 ヶ月以上修学することのできない者は、保証人連署の上、学長に休学を願い出、その許可を得なければならない。

- 2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。
- 3 休学の期間は 1 年を超えることはできない。ただし、特別の事由があると認められた者にあつては、引き続き

きさらに1年まで延長することができる。

- 4 休学期間は通算して2年を超えることができない。ただし、別途定める事由に限り、通算して3年まで延長することができる。
- 5 休学の期間は在学年数に通算しない。

(復学)

第34条 休学期間満了のときまたは休学期間であってもその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(留学)

- 第35条 外国の大学等において学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。
- 2 第1項の許可を得て留学した期間は修業年限に通算する。
  - 3 留学の期間は半年または1年とし、これを超えることはできない。但し、特別の事由があると認められた者にあつては、引き続きさらに1年まで延長することができる。
  - 4 留学期間は通算して2年を超えることはできない。

(除籍)

- 第36条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。
- (1) 第3条に規定する在学年限を超えた者
  - (2) 死亡または行方不明の者
  - (3) 期間内に授業料等納付金を納付しなかった者

第8章 入学検定料、入学金、授業料、その他の納付金  
(入学金、授業料等納付金)

- 第37条 入学金および授業料等納付金の額は、別表2のとおりとする。但し、納付金についてはスライド制とし、毎年改定されるものとする。
- 2 授業料等納付金は、毎年これを前期、後期に分けて次の期日までに納付しなければならない。  
前期 当年度の前期授業開始日まで  
後期 当年度の9月20日まで
  - 3 やむを得ない事由のため授業料等納付金の納付が困難となった者については、願出により納付期限を延長し、または、分納を許可することがある。

(退学時等の場合の授業料等納付金)

第38条 退学もしくは転学した者、除籍された者、退学もしくは停学を命ぜられた者または停学中の者は当該期の授業料等納付金を全額納入しなければならない。

(休学の場合の授業料等納付金)

第39条 休学時の授業料等納付金については別に定める。

(留学の場合の授業料等納付金)

第40条 留学時の授業料等納付金については別に定める。

(入学検定料、入学金および授業料等納付金の不還付)

- 第41条 既納の入学検定料、入学金および授業料等納付金は、還付しない。
- 2 第1項の特例は別に定める。

第9章 教職員組織  
(教職員)

- 第42条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、副手、事務職員、技術職員、用務員等の職員を置く。
- 2 必要と認められた場合は、副学長を置くことが出来る。

(教職員の職務)

第43条 教職員の職務は学校教育法の定めるところによる。

第10章 教授会  
(教授会)

第44条 本学に重要な事項を審議するため教授会を置く。

(教授会の構成)

- 第45条 教授会は、学長、教授、准教授および講師をもって組織する。
- 2 前項の規程にかかわらず、教授会が必要と認めるときは、教授会に助教その他の職員を加えることがある。

(教授会の招集等)

- 第46条 学部長は教授会を招集し、その議長となる。ただし、学部長に事故等あるときは教授会で互選されたものが議長となる。
- 2 学部長は、教授会の構成員の3分の2以上から議題を示し要求があった場合には、要求のあった日から10日以内に教授会を招集しなければならない。

(教授会の開催)

第47条 教授会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(審議事項)

第48条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ意見を述べるができる。

(運営細則への委任)

第 49 条 その他教授会の運営に関し、必要とする事項については別に定める。

#### 第 11 章 科目等履修生および外国人留学生 (科目等履修生)

第 50 条 本学において開設する授業科目のうち、1 科目または数科目を選んで受講を希望する者があるときは、当該科目の授業に支障がないかぎりにおいて選考のうえ科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 受講料は 1 単位につき 20,000 円とし、当該科目を受講する当初に一括して納入するものとする。
- 3 科目等履修生のうち希望する者には試験のうえ単位を与え、成績証明書を交付することができる。
- 4 科目等履修生について必要な事項は別に定める。

(外国人学生)

第 51 条 外国人で本学に入学を希望する者は選考のうえ入学を許可する。  
2 外国人学生について必要な事項は別に定める。

#### 第 12 章 賞 罰 (表彰)

第 52 条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長は、教授会の議を経てその者を表彰する。

(罰則)

第 53 条 本学の学則に違反し、または本学の学生としてあるまじき行為があったときは、学長は、教授会の議を経てその者を懲戒する。

- 2 前項の懲戒は退学、停学および訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当の理由がなくして出席常でない者
  - (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反すると認められる者

#### 第 13 章 公開講座 (公開講座の開設)

第 54 条 本学において必要があると認めるときは、公開講座を設けることがある。

#### 第 14 章 図書館 (図書館)

第 55 条 本学に図書館を置く。  
2 図書館に関し必要な事項は別に定める。

#### 第 15 章 研究所 (研究所)

第 56 条 本学に研究所を置く。  
2 研究所に関し必要な事項は別に定める。

#### 第 16 章 寄宿舎およびその他の厚生補導施設 (寄宿舎)

第 57 条 本学に寄宿舎を置くことができる。  
2 寄宿舎に関し必要な事項は別に定める。

(その他厚生補導施設)

第 58 条 本学に厚生補導のための施設として、食堂を置くことができる。  
2 食堂の運営に関し必要な事項がある時は別に定める。

#### 第 17 章 博物館 (博物館)

第 59 条 本学に博物館を置くことができる。  
2 博物館に関し必要な事項は別に定める。

#### 第 18 章 研究生 (研究生)

第 60 条 本学に研究生を置くことができる。  
2 研究生に関して必要な事項は別に定める。

#### 第 19 章 通信教育課程 (通信教育課程)

第 61 条 本学に通信教育課程を置く。  
2 通信教育課程に関する必要な事項は別に定める。

第 20 章 改廃

(改廃)

第 62 条 本学則の改廃については、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

平成 23 年 4 月 1 日施行

平成 24 年 4 月 1 日改訂、施行

平成 25 年 4 月 1 日改訂、施行

平成 26 年 4 月 1 日改訂、施行

平成 27 年 4 月 1 日改訂、施行

平成 28 年 4 月 1 日改訂、施行

平成 29 年 4 月 1 日改訂、施行

平成 30 年 4 月 1 日改訂、施行

平成 31 年 4 月 1 日改訂、施行

令和 2 年 4 月 1 日改定、施行(大学の名称変更にとまう改正)